

空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託 公募型プロポーザル事業者募集要領

1. 業務の目的

多古町では、圏央道（大栄・横芝間）の整備や成田空港の更なる機能強化により、新たに3,500mのC滑走路が整備されることなどを契機として、空港拡張範囲内などの住民の移転や空港内従業者数の増加に対応した住宅地整備、圏央道ICや成田空港に隣接する地域性を活かした産業誘致等、新たなまちづくりを進めています。

その一環として、多古町では、地域振興・観光の促進を図るため、空港・圏央道利用者等がアクセス可能な、空港を眺望でき、地域の安全・安心に資する複数の施設を備えた、空港を眺望できる公園（以下「公園」という。）の整備を図ることを目指しています。

本業務委託では、令和3年度に取りまとめを行った「圏央道及び成田空港を活かした地域振興・観光拠点創出可能性調査」の結果を踏まえ、公園に関する需給両面のニーズや実現化手法など事業化に向けた検討の深度化を図ることを目的としています。

2. 業務の概要

(1) 業務名

空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日まで

(3) 業務内容

別添「空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託特記仕様書（案）（以下「特記仕様書（案）」という。）」を基本として、業務の趣旨を踏まえ提案していただきます。

(4) 設計金額等

設計金額	予算上限業務金額
12,540 千円（税込）	14,150 千円（税込）
※設計書に示す業務規模	（令和4年度:5,290 千円 令和5年度:8,860 千円） ※技術提案に応じた許容規模

3. 受注候補者の選定方針

受注候補者の選定は、町の職員で構成する「空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、業務実績等による客観評価、技術提案書に基づくプレゼンテーション等による技術提案評価、参考見積書の価格評価を実施します。客観評価点、技術提案評価点及び価格評価点の合計点が、技術提案者の内、最も高い者を受注候補者、次に高い者を次点受注候補者として選定します。ただし、業務全体見積価格が、予算上限業務金額を超えた場合は、失格とします。

4. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を表明できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とします。

- (1) 千葉県内に事業所又は事務所を有する法人又はその他の団体であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- (5) 本募集要領の募集開始の日から参加表明書の提出締切りまでに、多古町暴力団排除条例(平成24年3月21日条例第4号。以下「暴力団排除条例」という。)の規定による措置、多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準(平成8年2月28日訓令第3号)の規定による指名停止措置、又は多古町契約等に係る暴力団等対策措置要綱(平成26年3月18日告示第11号)の規定による排除措置を受けていないこと。
- (6) 令和4・5年度多古町入札参加資格者名簿の「委託業者一覧」の希望業種「調査・計画」に記載されていること。
- (7) 平成29年度以降に、官公庁が発注した観光交流施設等に関する調査・計画策定・検討業務、地方公共団体の地域開発調査に関する業務等、本業務と類似する業務を1件以上受注し、業務完了実績を有していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 本募集要領の募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (10) 宗教又は政治活動を主たる目的とした者ではないこと。

5. 業務実施上の要件

業務の実施にあたり、次に掲げる要件をいずれも満たすものとします。

- (1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 配置予定技術者

受注者は、管理技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者は参加表明書の提出時点で当該企業に3か月以上継続雇用されている者とする。

6. 実施スケジュール

内 容	日 程
公募開始の公表(募集要領等の配布)	令和4年11月30日(水)
質疑の受付	令和4年12月6日(火)午後5時まで
質疑への回答	令和4年12月9日(金)まで
参加表明書の提出	令和4年12月14日(水)午後5時まで
技術提案書等の提出	令和4年12月19日(月)午後5時まで
技術提案書の評価 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和4年12月26日(月) ※詳細は技術提案書提出者に別途通知します。
受注候補者及び次点受注候補者の決定通知 審査結果の公表	令和4年12月28日(水)(予定)
受注候補者との協議(業務内容等)	令和5年1月5日(木)(予定)
契約締結	令和5年1月中旬(予定)

※新型コロナウイルス感染状況や不測の事態等により、上記日程が変更となる場合があります。

7. 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間

令和4年11月30日(水)から令和4年12月6日(火)午後5時まで(必着)

(2) 受付場所

担当課（多古町役場 1 階 空港まちづくり課 都市計画係）

電 話 0479-76-5408 FAX 0479-76-7144

E-mail toshikeikaku@town.tako.chiba.jp

(3) 提出方法

質問票【様式 2】に記入し、電子メールにて担当課へ送付の上、電話でその旨を連絡して下さい。なお、電話・ファックス等での質疑応答は行わないので注意して下さい。

(4) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和 4 年 12 月 9 日（金）までに町ホームページ上に公開します。回答内容は、本要領の追加、修正として取り扱うこともあります。

8. 参加表明書の提出

技術提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出して下さい。

(1) 受付期間

令和 4 年 11 月 30 日（水）から令和 4 年 12 月 14 日（水）午後 5 時まで（土日を除く。）

(2) 受付場所

担当課（多古町役場 1 階 空港まちづくり課 都市計画係）

(3) 提出方法

受付場所まで持参又は郵送して下さい。※郵送の場合は、提出期限日必着とします。

【送付先】〒289-2292

千葉県香取郡多古町多古 584 番地

多古町空港まちづくり課都市計画係 宛

(4) 提出書類及び提出部数

参加表明書及び誓約書【様式 1】 1 部

※両面印刷、代表者印を押印の上、提出して下さい。

(5) その他の注意事項

①使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。提出した書類の訂正、追記、返却は認めません。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しません。（「9. 技術提案書等の提出」についても同様とします。）

②参加表明書についてのヒアリングは、実施しません。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

③参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届【様式 3】を令和 4 年 12 月 16 日（金）までに同提出先へ提出するものとする。

9. 技術提案書等の提出

参加表明書【様式 1】を提出した者は、以下の要領で書類を提出して下さい。

(1) 提出期限

令和 4 年 12 月 19 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出先

多古町役場 1 階 空港まちづくり課 都市計画係

(3) 提出方法

受付場所まで持参又は郵送して下さい。※郵送の場合は、提出期限日必着とします。

【送付先】〒289-2292

千葉県香取郡多古町多古 584 番地

多古町空港まちづくり課都市計画係 宛

(4) 提出書類

①技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式4】 1部

※代表者印を押印の上、提出して下さい。

②技術提案書（【様式5】を参考に自由記載） 9部

※こちらの書類については、電子データも併せて提出して下さい。

③技術提案者の業務実績等【様式6】 9部

技術提案者の概要、業務実績※を記載するものとし、これらを証明する資料（契約書の写し等）を添付して下さい。ただし、証明する資料については1部として下さい。業務実績は、令和4年3月31日までに完了したものを記載して下さい。

④配置予定技術者の配置計画【様式7】 9部

管理技術者及び担当技術者の配置計画について記載して下さい。

⑤配置予定技術者申告書【様式8】 各9部

- ・管理技術者及び主たる担当技術者1名についてそれぞれ作成することとし、業務実績※を証明する資料（契約書の写し等）を添付して下さい。ただし、証明する資料については1部として下さい。
- ・管理技術者が主たる担当技術者を兼務する場合は、その他の担当技術者の内1名について記載して下さい。
- ・業務実績は、令和4年3月31日までに完了したものを記載して下さい。

※業務実績…平成29年度以降に、官公庁が発注した観光交流施設等に関する調査・計画策定・検討業務、地方公共団体の地域開発調査に関する業務等、本業務と類似する業務の完了実績

⑥参考見積書【様式9】 1部

（見積の内訳書【様式9-2】） 9部

(5) 技術提案書等作成の注意事項

①技術提案書【様式5】

- 1) A4判縦置き・横書きで、8ページ以内（両面印刷可、表紙・目次除く。A3判を使用する場合は片袖折りとし、A3判1ページにつきA4判2ページと換算します。）に記載して下さい。
- 2) 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上として下さい。
- 3) 提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないで下さい。（プレゼンテーションにおいても同様とします。）
- 4) 2枚以上となるときは、ホッチキス止め8部、クリップ止め1部として下さい。
※9部と指定した書類については同様の対応をお願いします。

②参考見積書【様式9】

見積書の内訳書【様式9-2】には、技術提案番号及び各項目における金額を記載し、提案者を特定できる事項は記載しないで下さい。

③技術提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めません。

(6) 技術提案評価基準

技術提案の評価基準は、別表に示すとおりとします。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、関係資料等の閲覧ができます。

閲覧を行う場合、事前に申し込みを行ってください。

10. プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、「9. 技術提案書等の提出 (6) 技術提案評価基準 (別表)」に基づき、審査委員会において、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング (以下「プレゼン等」という。) により行うものとし、プレゼン等の実施方法は以下のとおりとします。

- (1) プレゼン等への出席者は、本業務を担当する管理技術者を含む2名以内とします。
- (2) プレゼン等の日程は、令和4年12月26日(月)を予定しており、開始予定時刻については個別に通知します。
- (3) プレゼン等は提案者が提出した技術提案書等の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提出は認めません。スライド用のパソコンは持参して下さい。プロジェクタ及びスクリーンは町で用意します。
- (4) プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後、審査委員からの質疑応答等のヒアリングを20分程度行う予定です。
- (5) プレゼンテーションの資料やスライド中には、提案者の名称等が分かるような表示をしないで下さい。質疑応答においても同様の表現をしないで下さい。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒やマスク着用等の飛沫感染防止に関する事務局からのお願いにご協力下さい。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から都県を跨ぐ移動を制限される場合や出席者の体調が優れない場合で、出席予定者の出席が困難な場合は、令和4年12月20日(火)まで(緊急時除く。)にその旨、担当課へ連絡して下さい。

担当課 (多古町空港まちづくり課 都市計画係)

電話 0479-76-5408 FAX 0479-76-7144

E-mail toshikeikaku@town.tako.chiba.jp

11. 特定・非特定通知

- (1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、書面【様式10、様式11】を電子メールにより参加表明書に記載されたアドレス宛てに送付し、通知します。また、受注候補者及び次点受注候補者のいずれにも特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を同じく書面【様式12】により通知します。
- (2) 審査の結果、技術提案書評価基準(別表)「3. 業務理解度・実施方針・その他に関する提案」「4. 技術提案書及びプレゼンテーション」における評価点の合計点数が、6割以上でなければ受注候補者として特定しません。
- (3) 非特定の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)に、書面により町長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
 - ①受付場所
担当課 (多古町役場1階 空港まちづくり課 都市計画係)
 - ②受付時間
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
 - ③提出方法
受付場所まで持参又は郵送して下さい。※郵送の場合は、提出期限日必着とします。
 - ④非特定理由の説明請求に対する回答
説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない)に書面により行います。

12. 契約等

(1) 業務委託契約

①契約の締結

空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託公募型プロポーザル実施要領第12条の規定により契約を締結するものとします。

②契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、「別添1 特記仕様書(案)」及び「別添2 設計書」に定める内容を基本としますが、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して特記仕様書及び設計書の内容を確定します。

③契約書

「別添3 業務委託契約書(案)」を使用します。

④その他

受注候補者として特定された者は「配置予定技術者申告書【様式8】」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければなりません。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、この限りではありません。

(2) 提出書類の取扱いについて

提出書類は、返却しません。提出した資料が多古町情報公開条例(平成13年3月16日条例第1号)に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意向を確認した上で、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定します。

別表 空港を眺望できる公園整備に係る基礎調査業務委託公募型プロポーザル技術提案書評価基準

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
【客観評価】 1.技術提案者の実績 (5点)	(1)技術提案者の業務完了実績	技術提案者における、平成29年度以降（過去5年間）の官公庁発注の業務実績※ ※業務実績...平成29年度以降に、官公庁が発注した観光交流施設等に関する調査・計画策定・検討業務、地方公共団体の地域開発調査に関する業務等、本業務と類似する業務の完了実績	5
【客観評価】 2.予定技術者の実績 (10点)	(1)管理技術者の業務完了実績	管理技術者における、平成29年度以降（過去5年間）の官公庁発注の業務実績※ ※業務実績...平成29年度以降に、官公庁が発注した観光交流施設等に関する調査・計画策定・検討業務、地方公共団体の地域開発調査に関する業務等、本業務と類似する業務の完了実績	5
	(2)担当技術者の業務完了実績	担当技術者における、平成29年度以降（過去5年間）の官公庁発注の業務実績※ ※業務実績...平成29年度以降に、官公庁が発注した観光交流施設等に関する調査・計画策定・検討業務、地方公共団体の地域開発調査に関する業務等、本業務と類似する業務の完了実績	5
【技術提案評価】 3.業務理解度・実施方針・その他に関する提案 (65点)	(1)業務理解度	1. 多古町の現状把握	5
		2. 空港を眺望できる公園を整備していく上での課題分析	10
	(2)実施方針	3. 令和4年度業務内容に関する提案事項	15
		4. 令和5年度業務内容に関する提案事項	15
	(3)その他提案	5. 業務の進め方（スケジュール等）に関する提案事項 ※特記仕様書にない追加提案も可	20
【技術提案評価】 4.技術提案書及びプレゼンテーション (20点)	(1)技術提案書の見やすさ、わかりやすさ		10
	(2)プレゼンテーションのわかりやすさ、業務に対する取組意欲		10
【価格評価】 5.参考見積 (10点)	(1)業務コストの妥当性 ※「実施方針」「その他提案」で追加提案した業務を含む業務全体見積金額について妥当性確認		10
合計			110

注1 上記は技術提案審査員1人あたりの配点である。

注2 「1.技術提案者の実績」「2.予定技術者の実績」「5.参考見積」については、提出書類から客観的に行った採点を、技術提案審査委員共通の採点とする。

注3 「3.業務理解度・実施方針・その他に関する提案」「4.技術提案書及びプレゼンテーション」における合計点数が85点満点中51点(6割)以上でなければ受注候補者として特定しない。